

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

官民の共創と協働の人材育成・雇用の創造による地域再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

美馬市

3. 地域再生計画の区域

美馬市の全域

4. 地域再生計画の目標

美馬市は、徳島県の北部中央に位置し、平成17年3月1日に3町1村が合併して新しく誕生した市である。総面積367.38平方キロメートル、人口34,565人（平成17年国勢調査）を有し、市の中央部を東西に貫流する吉野川をはじめ、穴吹川や大谷川、鍋倉谷川等多くの河川が流れ、北側の阿讃山脈、南側の剣山をはじめ、ほとんどが山間地で、総面積の約8割を森林が占める清らかな水と豊かな緑を有する自然に恵まれた地域である。

また、市内には昭和63年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された脇町の「うだつの町並み」やまちの一角に寺が建ち並ぶ美馬町の「寺町」など歴史的資産が多く残されている。

こういった恵まれた自然や歴史的文化財などの観光資源を生かした観光施策に取り組み、年間約82万人が訪れている。

しかしながら、本市の人口は、34,565人（平成17年国勢調査）で、平成12年（36,632人）と比較して、2,067人（5.6%）の減少となっており、また、65歳以上の高齢者が人口に占める割合を示す高齢化率は、30.0%（平成17年国勢調査）であり、県平均よりも5.6ポイント上回っている。

本市の労働力人口についても、16,808人（平成17年国勢調査）で、平成12年（17,453人）と比較すると3.8%の減少となっており、特に、就業年齢層の40歳から44歳の構成比が24.3%と最も多く減少している。

また、本市を管轄する美馬公共職業安定所の有効求人倍率は、平成17年度の0.79倍から、平成18年度には0.67倍に減少、平成21年度には、0.43倍まで低下し、地域内の求職者にとって非常に厳しい雇用状況が続いている。

産業面においては、農業が基幹的な産業であり、にんじん、ブロッコリー、なすなどの徳島県指定ブランド品目をはじめ、小麦、大豆、ピーマンなど多くの農産物の栽培面積などが県内で上位に位置づけられているが、農家が兼業化し、担い手の減少や高齢化が進行している。

次に、林業については、地域の約8割を森林が占めているにも関わらず、現状では、ほとんどが小規模林家であり、財産保有の形態が多く、労働力不足や採算性の低さから間伐等森林管理の遅れが目立っている。

商工業については、近年の大規模店舗の増加や複合型商業施設、飲食チェーン店の進出、消費者の購買活動の広域化、コンビニエンスストアの急増等により、既存の商店街、個人商店の経営環境は非常に厳しくなっていると同時に、経営者の高齢化、後継者の不在などから、集客対策や新規開拓、他業種との連携による事業展開が難しくなっており、特に商店街はその性質上、一部の店舗閉鎖が全体の来客の連鎖的な減少につながる傾向が強く、深刻な状況となっている。また、工業についても、小規模・零細事業所が6割を占めており、厳しい経済状況が続く中で、事業所数、従業員数、製造品出荷額は減少傾向にある。

農林商工業のいずれの産業においても、超高齢化社会の到来、格差社会の拡大などにより、事業者の高齢化、後継者不在、担い手不足などが深刻な問題となっている。

観光業については、観光入込客は平成21年度において約82.2万人と観光拠点として観光開発や様々なイベント、PR等により増加傾向にあるが、高速道路等の交通網の整備により、広域観光が進み、通過型、日帰り型が中心となっていることが課題となっている。

情報通信業については、高度な情報通信技術（ICT）を用いた地域情報化基盤整備事業を行い、本市全域に情報通信ネットワーク施設を構築したことにより、一人暮らし高齢者の安否確認を行う「見守りシステム」や生活習慣病予防を目的とした美馬市「健康・安全・安心」支援事業の実証実験、CATVによる自主放送・文字放送など行政サービスの向上を図っている。また、コールセンターやデータセンター、テレワーク事業を展開する企業誘致や起業支援といった地場産業の活性化やすべての市民がICTの恩恵を享受できるような情報化施策を実施する必要がある。

このような状況において、本市においては、以下のとおり、地域の特性を活かした重点分野を設定し、本計画に盛り込んでいる地域雇用創造推進事業をはじめとする各種施策の実施を通じ、地域における雇用機会の創出を図り、地域の再生を図ることを目標とする。

- ア 農業分野（経営の改善及び新規参入）
- イ 林業分野（森林管理及び木材利用の推進）
- ウ 商工業分野（既存事業者への支援及び起業の支援）
- エ 観光分野（地域資源を活かした滞在・体験型観光の推進）
- オ 情報通信分野（ICTの推進及び企業誘致）

※ 本計画における新規雇用者数及び新規創業者数の目標値

| | | | | | |
|----------|------|-----|----------|---------|------|
| ① 平成22年度 | 0人 | (常雇 | 0人、常雇以外 | 0人、創業者 | 0人) |
| ② 平成23年度 | 49人 | (常雇 | 21人、常雇以外 | 12人、創業者 | 16人) |
| ③ 平成24年度 | 59人 | (常雇 | 21人、常雇以外 | 12人、創業者 | 26人) |
| 合計 | 108人 | | | | |

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

厳しい雇用状況と著しい少子高齢化並びに人口減少下にある本市において、重点分野を設定し、地域雇用創造推進事業の実施による雇用創出のほか、本市の地域雇用開発を促進するための各種事業の実施を通じ、地域資源の活用、人材の育成による産業の振興と雇用の創出により地域の再生に取り組むものとする。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

5-3 その他の事業

5-3-1 地域雇用創造推進事業【B0902】

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第2条第3項第4号に規定する協議会として、平成22年10月18日に本地域の事業協同組合、産業経済団体等の連携により産業振興と雇用の創出を図る目的で設置された「美馬市地域雇用創造協議会」により事業を実施する。

また、美馬市地域雇用創造協議会の構成員は、次のとおりとなっている。

- ① 美馬市商工会
- ② JA美馬
- ③ 美馬市観光協会
- ④ 美馬森林組合
- ⑤ 美馬市社会福祉協議会
- ⑥ 美馬市シルバー人材センター
- ⑦ 美馬市議会
- ⑧ 徳島県西部総合県民局
- ⑨ 美馬市

(1) 雇用拡大メニュー（事業主を対象）

① 人材ナビゲーター事業

本市の多くを占める中小零細企業は、それぞれに異なる悩みや課題を抱えており、独自で解決策を見出すことが難しい現状にある。

そこで、経営課題に応じた専門家を派遣することにより、企業のレベルアップ、従業員のスキルアップを図ると共に、経営、労務管理の改善により雇用の創出を図る。

② コミュニティビジネス創出事業

高齢化社会や過疎化など地域の抱える課題を、地域の特性を活かしてビジネス的手法で解決するコミュニティビジネス（地域ビジネス）の重要性が高まっている。

そこで、買物弱者ビジネス、空き店舗活用ビジネス、子ども農山漁村交流プロジェクトなどコミュニティビジネスの可能性を考えるセミナーを開催することにより、コミュニティビジネスの創業を誘導し、雇用創出に繋げていく。

(2) 人材育成拡大メニュー（地域求職者等を対象）

① 農業マイスター育成事業

市場性が高い農産物の生産技術の習得、経営のノウハウなど生産から販売まで、農業の再生に必要なリーダーシップを発揮できる人材（マイスター）を育成することにより雇用の創出を図る。

② 林業マイスター育成事業

森林の多面的な機能の活用、経営体育成支援として、育林技術の開発や経営手法の改善、コストダウンを助長する効率的な新しい仕組みづくり、林業技術の習得など、林業就業者の養成に必要な講習を開催することにより、雇用の創出を図る。

③ 観光マイスター育成事業

地域の歴史や文化、産業、自然などの優れた資源を活用し、体験型観光のメニュー化、マネジメントできる人材を育成し、通過型観光から滞在型観光へ移行することにより雇用の創出を図る。

④ ICTマイスター育成事業

就職におけるヒューマンスキル（コミュニケーション力、判断力、問題解決力等）や分析力を身につけ、即戦力としての実用できるIT技能（MicrosoftOfficeSpecialist）を習得、また、コールセンター資格認定制度によるオペレーター技能の習得により雇用の創出を図る。

⑤ 伝統工芸マイスター育成事業

美馬市の伝統工芸である「和傘」の製造技術を習得するとともに、販売戦略などを企画できる人材を育成することにより雇用の創出を図る。

（3）就職促進メニュー（地域求職者等を対象）

① 地域雇用情報発信事業

地域雇用創造協議会のホームページを開設、管理を行うことにより、実施予定の雇用対策事業の周知、公共職業安定所、市移住促進協議会との連携により、求職者、UJIターン希望者に積極的に求人情報等を提供する。

また、協力企業を募集し、企業情報を提供することにより、就職促進に寄与し、雇用の創出を図る。

5-3-2 支援措置によらない独自の取り組み

（1）ふるさと雇用再生特別基金事業

観光振興、森林整備、農業振興などの事業などを実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることを目的とする。

事業実施主体：美馬市

（2）農業の担い手育成支援に係る事業

経営規模拡大を目指す認定農業者等担い手、スーパーL資金借入者、耕作放棄地解消取組担い手等また集落営農実施希望集落に対し、アクションプログラムの策定、経営改善計画作成指導、スーパーL資金利子助成、制度資金融資の推進などにより、安定した経営の担い手農家の育成、効率的な経営の認定農業者の育成、耕作放棄地の解消に取り組む。

事業実施主体：美馬市担い手育成総合支援協議会、美馬市

(3) 地域林業の担い手育成に係る事業

「緑の雇用担い手対策事業」を活用し、林業就業者の減少と高齢化が進む中、地球温暖化防止森林吸収10カ年対策を安全で効率的に行える担い手を確保・育成するための研修等を行う。

事業実施主体：美馬森林組合

(4) 企業誘致に係る事業

本市における条例に定めた製造業・宿泊業・コールセンター・データセンターなどの事業所等の新設・増設を促進し、もって経済の発展及び雇用機会の拡大を図るため、事業者に対し、固定資産税の減免・事業所等設置奨励金・雇用奨励金などの奨励措置を行う。

事業実施主体：美馬市

(5) 特産品の開発、販路拡大に係る事業

特産品の開発及び販路を開拓し、また、県、商工会等関係機関と情報交換を図るとともに、情報収集、地域固有の資源発掘・調査を行い、地産地消を基本に地場製品のブランド化と販売システムの構築に取り組む。

事業実施主体：美馬のええもん推進協議会・美馬市

(6) 観光振興に係る事業

本市ならではの人・歴史・自然・地域・物産等を活用し、本市の魅力によりPRすることで地域のブランド力を高めていく。

事業実施主体：美馬市観光協会・美馬市

(7) 観光・リゾートタウン化に係る事業

観光・リゾートタウンとして、地域の歴史・文化・自然環境を活かした個性あふれるまちづくりを進める。

事業実施主体：美馬市

(8) 移住促進に係る事業

市民からの紹介による空き屋を市公式ホームページで紹介し、移住希望者への情報発信を行う。また、団塊世代対策として、Uターン希望者などを対象として美馬市での各種体験や地域住民との交流を図りながら、移住交流対策の向上を目指すことを目的とする。

事業実施主体：美馬市移住促進協議会・美馬市

6. 計画期間

認定の日から平成25年3月末まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

美馬市地域雇用創造協議会において、毎年度、求職者に対するアンケート調査等による就業状況等についての検証を行い、取り組みに対する評価や改善すべき事項の検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし